

介護老人保健施設きなん苑身体拘束廃止推進要綱

(平成28年4月1日要綱第8号)

改正 令和2年10月26日要綱第36号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の自立を支援することを目的とした介護保険制度が、平成12年4月にスタートしたことに伴い、高齢者が利用する介護保険施設等では身体拘束が原則禁止され、介護現場では「身体拘束ゼロ作戦」として身体拘束のないケアの実現に向け、様々な取組が進められている中、介護老人保健施設きなん苑（以下「きなん苑」という。）全体で身体拘束廃止に向けて取り組み、サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(身体拘束を禁止する行為)

第2条 介護保険指定基準において禁止対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、具体的には次のような行為が挙げられる。

- (1) 徘徊しないように、車イスやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲むこと。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛ること。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつけること。
- (6) 車イスやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車イステーブルをつけること。
- (7) 他人への迷惑行為を防ぐために、介護衣（つなぎ服）を着せること。
- (8) 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること。
- (9) 自分の意思で開けることができない居室等に隔離すること。

(緊急やむを得ない場合の対応)

第3条 きなん苑では、介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たし、かつそれらの要件等の確認等の手続が極めて慎重に実施し

ているケースに限られていることを遵守して対応することとする。

(用語の定義)

第4条 前条で使用した用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- (3) 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(身体拘束を開始する場合の手続)

第5条 やむを得ず身体拘束を開始する場合は、次に掲げる会議等にて検討することとする。

- (1) 判定会議 (利用前)
 - (2) サービス担当者会議 (利用後1月以内)
 - (3) カンファレンス (利用後3から6月ごと)
 - (4) その他緊急性を医師が認めた場合
- 2 前項の会議等で身体拘束が必要と多職種が判断した場合は、医師は緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を作成し、利用者家族へ説明し同意を得ることとする。
- 3 身体拘束の開始は、利用者家族への同意日から行うこととする。ただし、医師が緊急やむを得ないと判断した場合は、口頭にて利用者家族の同意を得て後日来苑したときに書面で手続きを行うこととする。
- 4 身体拘束の解除予定については、最長でも1箇月を限度としなければならない。

(身体拘束を行った場合の記録の義務)

第6条 やむを得ず身体拘束を行った場合には、その態様及び時間並びにその際の利用者の心身の状況を診療録及び身体拘束時間表に記録しなければならない。

- 2 身体拘束時間表は、身体拘束を行った利用者の居室に設置しなければならない。

(身体拘束の解除及び縮小の責務)

第7条 きなん苑全職員は、やむを得ず身体拘束を行った利用者に対し、常に

解除及び縮小について責務を負うこととする。

- 2 身体拘束を行った場合は、当該チームは毎月、評価・再検討を行い、緊急やむを得ない身体拘束に関する評価・再検討書に記録しなければならない。
- 3 身体拘束の解除及び縮小については、身体拘束を行った経緯を基に、利用者の不穏、せん妄の有無、睡眠状態、理解力及び ADL を総合的にアセスメントし、利用者の人権に配慮しながら安全体制を確保できると多職種で協議し、医師又は介護老人保健施設きなん苑身体拘束廃止推進委員会が許可を出した場合に行うこととする。
- 4 身体拘束の解除及び縮小については、常に現場をバックアップしながら複数で検討をすることとする。
- 5 身体拘束を解除した場合は、医師は、利用者家族へ説明することとする。

(委員会の設置)

第8条 きなん苑は、第1条の目的を達成するために、介護老人保健施設きなん苑身体拘束廃止推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の議題)

第9条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) きなん苑のサービス中に行った身体拘束に関する情報収集及び検討並びに解除及び縮小に向けた指示
- (2) 身体拘束廃止に向けた研修・啓発等の計画立案
- (3) 身体拘束廃止に向けた各関係機関等との連携調整
- (4) その他きなん苑身体拘束廃止に関する事項

(委員及び委員長等)

第10条 委員会の委員は、きなん苑職員をもって構成する。

- (1) 施設長
- (2) 副施設長
- (3) 看護師長
- (4) 医師
- (5) 看護師
- (6) 介護職員
- (7) 支援相談員
- (8) リハビリ職員
- (9) 管理栄養士

(10) 事務員

- 2 委員会に委員長を置き施設長がこれに当たる。
- 3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行し、看護師長がこれに当たる。

(会議等)

- 第11条 委員会は、毎月第4火曜日16時に委員長が招集し、第9条に規定する議題について情報収集、検討及び決議をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、施設長の判断で開催できることとする。
- 2 賛否を要する案件については、出席委員の過半数をもって委員会の意見とし、施設長は、委員会の意見を尊重するものとする。
 - 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席又は資料の提出を求めることができる。
 - 4 委員会は、必要に応じて小委員会を設置することができる。

(民主的な人間関係の形成)

- 第12条 委員会は、職種及び職位にかかわらず、職員がきなん苑身体拘束廃止に向けて自由に発言できるように努めなければならない。
- 2 委員会は、職員が発言したことが、発言したことを理由として、不利益な処遇を受けないよう配慮する。

(事務局)

- 第13条 委員会の事務局は、きなん苑看護部へ置くこととする。

(その他)

- 第14条 この要綱で定めるもののほか、きなん苑身体拘束廃止に関して必要な事項は、施設長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月26日要綱第36号)

この要綱は、告示の日から施行する。